

令和 7 年度 富士市自動運転バス実証運行業務委託 公募仕様書

1 業務目的

本市では、市内路線バス事業者等の運転士不足が深刻化しており、自動運転による旅客輸送の実現による持続可能な公共交通サービスの提供が求められている。

令和 3 年 3 月に策定した「富士市地域公共交通計画」においても、将来を見据えた新たな公共交通サービスの導入を目標に掲げるとともに、「新型輸送サービスの導入に向けた検討」を施策に位置付け、自動運転による交通サービスの活用・導入に向けた検討を行うこととしている。

このような中、令和 5 年 9 月に、バスの日イベントに合わせ、富士市中央公園内において自動運転デモンストレーション走行を実施した。

また、令和 7 年 1 月には、静岡県が進める「しずおか自動運転 Show CASE プロジェクト」と連携し、本市で初めて公道において自動運転レベル 2 の実証運行を実施し、市民等に対して自動運転技術を周知することで社会受容性の醸成を図るとともに、社会実装に向けた検証を行ったところである。

これらを踏まえ、本業務においては、運転士不足の解消や新たなサービス・技術の提供・活用に伴う社会的インパクトが期待される自動運転について、令和 9 年度の自動運転レベル 4 での社会実装に向けた課題を抽出するとともに、更なる社会受容性の醸成を図ることを目的として、社会実装を見据えた内容により実証運行を実施する。

2 業務名称

令和 7 年度 富士市自動運転バス実証運行業務委託

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日とする。

4 業務内容

(1) 作業計画

業務実施にあたり、業務計画書を作成する。

(2) 実証運行準備

自動運転バスの実証運行を実施するために、車両を調達するとともに、必要な事前調査、測量、高精度 3 次元地図の作成、走行ルートの設定を実施する。

ア 自動運転車両の調達

富士市が実施する自動運転実証運行を支援するため、使用する自動運転車両については、事前に委託者の承諾を得た上で調達する。なお、車両調達を行う事業者は、過去にレベル 4 申請を行った実績があるものとする。

イ 現地調査及びリスクアセスメントの実施

自動運転車両が走行するにあたり、走行ルート上の必要情報を収集する。また、必要に応じて現地立会いを行い、事前に走行環境及び通信に関するリスクアセスメントを実施し、実証運行を行うにあたっての安全対策を立案・実行する。

ウ 高精度 3次元地図作成・調整

走行ルートにおいて 3次元測量によって得たデータを処理して自動運転用の自動走行用高精度 3次元地図を作成する。

エ 走行ルート設定

作成した高精度次元地図上に走行軌道を描画し、そのデータに基づき、実際に自動運転車両を走行させ、修正しながら走行ルートを設定する。

オ アンケート調査票作成

実証運行の実施にあたり、自動運転技術に関する社会受容性の検証等のため、アンケートを作成する。アンケート調査の詳細については、別途協議の上決定する。

カ 現地交通事業者への自動運転バスの運転研修

実証期間前及び実証期間中の準備走行期間に現地交通事業者へ自動運転バスのシステム及び自動運転時の挙動に関して事前技術研修を行う。本実証運行では、本番走行時に現地交通事業者での運行を想定しており、十分な事前研修を実施する。

(ア) 事前研修

閉鎖空間にて技術研修を実施。自動運転に係る法規知識（座学）と実証運行に向けたトレーニング（実技）を主に実施する。

(イ) テスト走行時

準備走行期間に現地交通事業者へ自動運転バスのシステム及び自動運転時の挙動に関して事前技術研修を行う。本番走行期間は、現地交通事業者のドライバーによる運行を想定し研修を実施する。

キ 関係機関協議

令和 7 年度自動運転バス実証運行において、公道に自動運転車両を走行させるにあたり、関係機関との協議や必要な申請等を行う。

(3) 実証運行の運営等

出発式典から実証運行期間終了までの間、自動運転車両の運行、運行管理システムの保守や来場者対応を行うほか、試乗アンケートを実施する。

なお、車両走行に伴って車両の運行管理システムから得られる自動運転に関するデータ（走行距離（自動・手動別）、手動介入の分析等）を取りまとめ、課題の検証のための基礎資料とする。

自動運転実証運行は以下の日程を予定する。

- ・ 出発式典 令和7年11月22日（土）
- ・ 関係者試乗会 令和7年12月5日（金）
- ・ 運行期間 令和7年11月22日～令和7年12月13日のうちの18日間
- ・ 運行ルート JR新富士駅とJR富士駅を結ぶ往復ルートとする。
- ・ 自動運転レベル レベル2以上での運行とする。

※日程や期間等は現地状況を鑑みて、協議の上必要に応じて変更する場合がある。

（４）実証運行の評価・検証

実証運行期間中に試乗者に対し乗車後アンケートを実施し、社会受容性に関するアンケート調査の結果を分析するとともに、令和9年度の自動運転レベル4での社会実装に向けた課題の整理を行う。

（５）報告書作成

本年度実証運行において抽出された課題について検証し、令和9年度の実装を見据えた上で必要な対策や実施方針の検討を行い、とりまとめる。

また、アンケートの集計結果を基に、自動運転技術に対する市民の理解や社会受容性についてグラフ等を用いて分かりやすく整理し、実証運行実施結果報告書として提出する。

5 その他留意事項等

- ・ 実証運行の実施に当たっては、警察庁が作成した「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン（平成28年5月）」及び「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準（令和6年9月）」に即すものとするが、自動走行実証実験に係る制度等が変更された場合には、それに対応して実施すること。
- ・ 関係法令を遵守するとともに、道路使用許可条件及び道路占用許可条件に係る注意事項を遵守すること。
- ・ 遠隔監視拠点については、原則として受託者にて選定するものとし、このことに係る調整に委託者が協力するものとする。
- ・ 実証運行に使用する自動運転車両は自動運転レベル2以上の性能を有する車両とし、自動運転時の乗車人数は13人以上（着座）で、最高速度は時速35km以上であること。
- ・ 自動運転バスの実証期間中は、社会受容性の向上を図るため、車両一部へのラッピングやチラシ作成、ノベルティ等の配布を行うものとする。
- ・ 運行期間中の自動運転車両の保管場所については、別途協議の上決定するものとし、このことに係る調整については委託者が協力する。
- ・ 受託者は、本業務に関する管理者を選任し、責任の所在を常に明確にしておくとともに、業務管理を適切に行い、事業の実施方法や進捗状況の確認など、事業の安全かつ円滑な実施のために委託者と連絡調整を密に行うこと。

- ・万が一に備え、準備開始から本番終了までの期間中、損害賠償保険（対人・対物無制限、人身傷害1名につき5,000万円以上）に加入するなどして、適切な賠償能力を確保すること。
- ・受託者は、本業務の実施中に交通事故等の不測の事態が発生した場合は、関係者の安全確保を優先するとともに、速やかに委託者に報告すること。
- ・成果物の著作権、所有権、その他一切の権利は委託者に帰属するものとする。また、委託者の許可なく他に公表、貸与または使用してはならない。
- ・受託者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏洩してはならない。また、受託者は本業務により知り得た個人情報の取り扱いについて、別紙「個人情報取扱特記仕様書」に基づき機密保持を厳守するものとする。
- ・本業務委託は、「令和7年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」を活用して実施することを想定していることから、同補助金交付要綱等に基づき適正に処理するとともに、必要な手続について協力、支援を行うこと。
- ・本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者が協議して決定するものとする。